

令和 8 年度

泊沢線 2 号橋橋梁補修設計業務委託

特記仕様書

八峰町 農林水産課

1. 設計業務共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、秋田県委託業務共通仕様書（令和7年10月1日以降適用）に基づき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第1章 総則

第1条 業務目的

令和4年度の林道橋定期点検において、泊沢線2号橋の上部構造（主桁（R C T桁）、床版）が、その損傷状態により、健全度がⅢと評価された。また、下部構造、支承部、その他（防護柵等）においてもⅡと判定されている。

本業務では、その結果をふまえ、詳細調査を行い、対策工法を比較検討したうえで、損傷個所の補修設計を行うことを目的とする。

第2条 管理技術者

本業務の管理技術者は、下記の1）～2）のいずれかの資格保有者であって、過去に同等の業務に従事した経歴を有する者とする。

1）技術士（①～②のいずれか）

① 建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」に限る）

② 総合技術管理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」に限る）

2）R C C M（「鋼構造及びコンクリート」に限る）

第3条 照査技術者

本業務の照査技術者は、下記の1）～2）のいずれかの資格保有者とする。

1）技術士（①～②のいずれか）

① 建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」に限る）

② 総合技術管理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」に限る）

2）R C C M（「鋼構造及びコンクリート」に限る）

第2章 調査対象橋梁

第1条 橋梁（現況）諸元

路 線 名	泊沢線
橋 梁 名	2号橋
箇 所 名	八峰町八森字鋤台道地内
上 部 工 形 式	R C T桁橋
下 部 工 形 式	重力式橋台
橋 長	L=9.5m
径 間 数	1径間
全 幅 員	W=4.15m
路 下 条 件	河川（泊川）
供 用 開 始 年	1960年

第3章 測量業務

第1条 業務内容

測量業務の業務内容は以下の通りとする。

- ・基準点測量：2点（4級基準点）
- ・現地測量：0.001km²
- ・路線測量

河川定期縦断測量：0.05km

河川定期横断測量：3本

第4章 調査業務

第1条 業務内容

以下の耐久性調査を実施する。

- ・ はつり調査 : 3箇所（床版上面1箇所、下面2箇所）
- ・ 圧縮強度試験 : 4本（主桁1箇所、床版1箇所、橋台2箇所）
- ・ 中性化試験 : 2本（主桁1箇所、床版1箇所）
- ・ 含有塩分量試験 : 6試料（主桁3試料、床版3試料）

第5章 設計業務

第1条 現地踏査

現地にて設計図書に示した設計範囲、貸与資料と現地の整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況の把握を行う。

第2条 復元図作成（設計計算書無し）

令和4年度の林道橋点検業務の成果品、及び現地での計測調査をもとに、現橋の復元図を作成する。

第3条 資料収集整理（設計計算書・図面無し）

既存の資料（設計計算書・図面、橋梁点検結果報告書）等や現地踏査結果をもとに、必要な調査・設計項目を整理する。

第4条 耐荷力照査（上部工）（設計計算書無し）

道路橋示方書に基づき、設計活荷重に対する現橋の上部工の耐荷力及び耐震性の照査を行う。

第5条 調査計画作成

必要な調査項目を実施するため、調査方法、位置、交通計画をまとめた計画書を作成する。

第6条 変状調査

既存資料と現状の差異を把握するための調査を実施する。調査では変状の位置や寸法をスケッチし、写真撮影を行う。

第7条 損傷図、写真台帳作成

補修設計の基礎資料とするため、復元図を基に損傷図と損傷写真台帳を作成し、変状調査の結果を整理する。

第 8 条 排水施設補修設計（取替を要する）

排水施設についての補修設計（取替を要する）を行う。

第 9 条 地覆・高欄及び防護柵設計（取替を要する）

地覆・高欄及び防護柵についての更新設計を行う。

第 10 条 伸縮継手補修設計

伸縮継手についての補修（更新）設計を行う。

第 11 条 橋面防水設計

橋面についての防水設計を行う。

第 12 条 コンクリート上部工補修設計（コンクリート他による表面補修）

コンクリート上部工（R C 単純 T 桁橋）についての補修設計（コンクリート他による表面補修）を行う。

第 13 条 床版補修設計（コンクリート他による表面補修）

コンクリート床版についての補修設計（コンクリート他による表面補修）を行う。

第 14 条 橋台工補修設計

重力式橋台についての補修設計を行う。

第 15 条 施工計画

構造物の規模、道路の交差条件、河川の渡河条件及び計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、工事費積算にあたって必要な施工計画を立案する。

第 16 条 関係機関との協議資料作成

関係機関との協議用資料、説明用資料の作成を行う。

第 17 条 報告書作成

報告書の作成にあたっては、設計を行った対策工について、設計図面及び数量計算書等を取りまとめるものとする。

第 18 条 設計協議

当業務の設計協議は、業務着手時・業務完了時及び中間打合せ（1 回）、計 3 回とする。また、関係機関打合せ協議も 1 回実施する。

第4章 成果品

第1条 電子成果品の納品

成果品は電子媒体（CD・R（書き込みが一度しかできないもの））で2部提出するものとする。さらに「紙」による成果品を1部提出するものとし、これに要する費用については、受注者の負担とする。

第5章 その他

第1条 貸与資料

貸与資料については、以下のとおりとする。

- ・林道台帳
- ・「令和4年度 林道橋定期点検業務委託」成果品
- ・その他、必要資料については、調査職員と協議のうえ、資料が現存する場合は貸与する。